

令和4年第1回

福岡地区水道企業団議会(定例会)議案

福岡地区水道企業団

目 次

議案第 1 号 令和 3 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案（第 1 号）

議案第 2 号 令和 4 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案

議案第 3 号 福岡地区水道企業団特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当
に関する条例の一部を改正する条例案

議案第1号

令和3年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案（第1号）

△印減

（総 則）

第1条 令和3年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

第4項の設備費 事業費「3,161,195千円」を「2,692,774千円」に改める。

（収益的支出）

第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

		支 出		
（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	水道用水供給事業費用	11,605,690千円	△ 40,227千円	11,565,463千円
第1項	営業費用	11,202,333千円	△ 42,322千円	11,160,011千円
第2項	営業外費用	395,253千円	△ 11,963千円	383,290千円
第3項	特別損失	3,104千円	14,058千円	17,162千円

(資本的収入及び支出)

第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「6,307,979千円」を「5,878,537千円」に改める。)

(科目)	収 入		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的収入	1,378,854千円	△ 38,977千円	1,339,877千円
第1項 国庫補助金	297,912千円	△ 38,977千円	258,935千円

(科目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 資本的支出	7,686,833千円	△ 468,419千円	7,218,414千円
第1項 設備費	3,161,195千円	△ 468,421千円	2,692,774千円
第3項 償還金	3,861,546千円	2千円	3,861,548千円

令和4年2月8日提出

福岡地区水道企業団

企業長 中村 貴久

議案第2号

令和4年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案

(総 則)

第1条 令和4年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 用水供給先 福岡市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、春日那珂川水道企業団、古賀市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町、篠栗町、新宮町、宗像地区事務組合、糸島市
- 2 年間総供給水量 91,567,674 立方メートル
- 3 一日平均供給水量 250,870 立方メートル
- 4 主要な建設改良事業

	設備費	事業費	
			3,377,387 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道用水供給事業収益		12,707,291 千円
第1項	営 業 収 益		11,449,421 千円
第2項	営 業 外 収 益		1,248,896 千円
第3項	特 別 利 益		8,974 千円
		支	出
第1款	水道用水供給事業費用		11,804,339 千円
第1項	営 業 費 用		11,583,839 千円
第2項	営 業 外 費 用		214,247 千円
第3項	特 別 損 失		1,253 千円
第4項	予 備 費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,275,873千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	2,013,963 千円
第1項	国庫補助金	460,820 千円
第2項	出資金	1,521,553 千円
第3項	その他の資本的収入	31,590 千円
支 出		
第1款	資本的支出	8,289,836 千円
第1項	設備費	3,377,387 千円
第2項	国営事業等負担金	1,525,973 千円
第3項	償還金	3,346,351 千円
第4項	国庫補助金返還金	35,125 千円
第5項	予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
管 路 整 備 工 事 (令和4年度分)	令和5年度 及び 令和6年度	千円 690,000
牛 頸 浄 水 場 設 備 更 新 工 事 (令和4年度分)	令和5年度	431,000
送 水 施 設 ポ ン プ 設 備 更 新 工 事 (令和4年度分)	令和5年度	273,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- 1 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(構成団体からの補助金)

第8条 水源開発施設整備の支払利息にあてるため構成団体から補助を受ける金額は、43,848千円である。

令和4年2月8日提出

福岡地区水道企業団

企業長 中村 貴久

議案第3号

福岡地区水道企業団特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月8日

福岡地区水道企業団 企業長 中村 貴久

理由

この条例案を提出したのは、地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要があるによる。

福岡地区水道企業団特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡地区水道企業団特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和48年福企条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第100条第1項」を「第100条第1項後段」に、同項第2号中「第109条第6項、第109条の2第5項及び第110条第5項」を「第115条の2第2項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に、「第109条第5項、第109条の2第5項及び第110条第5項」を「第115条の2第1項（法第109条第5項において準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。